

パートナーシップ解消等届

阿蘇市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、

- 受領証・受領カードを返還します。
- 受領証・受領カードを紛失等で返還できませんが、下記のとおりお届けします。

【 返還の理由（いずれかに○をしてください。）】

(1) パートナーシップの解消

(2) 宣誓者の死亡

亡くなった方 氏名 _____
死亡日 年 月 日

(3) 双方が阿蘇市から転出

転出した方 氏名 _____
(いずれか遅い方) 転出日 年 月 日
年 月 日

住所 _____ 住所 _____
フリガナ _____ フリガナ _____
氏名 _____ 氏名 _____

フリガナ (通称名) _____) (フリガナ (通称名) _____)

(代筆者) _____ (代筆者) _____
氏名 _____ 氏名 _____

(職員記入欄)

【本人確認書類】	
個人番号カード・旅券・免許証・その他(_____)	個人番号カード・旅券・免許証・その他(_____)
【通称名使用確認書類】	
郵便物・社員証・名刺・その他(_____)	郵便物・社員証・名刺・その他(_____)